

61. 6. 25

商事法務No.1080 (1038)  
ニュースNEWS

八社（回答会社に對して一九・〇%、「一括回答方式」三一社（同七三・八%）「その他方式」三社（同七・一%）。）  
 （五月総会の会社別概況、株主宛送付書類等の詳細は「資料版／商事法務」六月号参照）  
 大蔵省、SECとの第一回定期協議開く  
 米国証券取引委員会（SEC）と第一回不正取引の情報交換を推進<sup>1</sup>  
 大蔵省証券局は、五月二三日米國証券取引委員会（SEC）と第一回定期協議を行った。日本と米両国の証券市場の規制を担当する行政当局が会合をもつことは初めてのことである。  
 今回の協議の背景には、日本両国の証券市場における相手国（証券）の株式および公社債の取引が増加していることがある。現在ニユーヨーク証券取引所には日本企業が八社上場されており、その売買高は八五年中で六億三千八七万株である。これは、当該株式の東京市場における売買高一七億八五〇万株の三七・一%に相当する。一方、東京証券取引所には米国企業一五社が上場されており、その売買高は八五年中で五、〇七六万株であり、同取引所における八五年中の上場外國株式売買高一億三、一四二万株の三八・六%を占め

ている。

また、両国の証券市場自体もその株式、公社債の売買高において世界の三大市場であり、それぞれの市場への外国人投資家の参加も進んでいることを見れば、両国間の十分な意思疎通による市場監視の必要性は高まつてきていると考えられる。SECは從来から国際的な二四時間取引に備えた規制体制を整えるため、「国際協定」の取決めに努めてきた。例えば、カナダのケベック州、オンタリオ州の監督当局とは昨年、協力のための非公式な協定を結び、また、フランスとの間でも現在協議中であるといわれている。

さるに、日米両国は銀行業・証券業の分離体制という同種の法体系の下で、規制方法も類似していることもあり、SECが意見交換・情報提供を行いやすい環境にあることが指摘される。今後、両国の証券取引における発展等に伴い、両国（証券）の証券市場の交流は将来ますます重要になってきていくと考えられる。これは、両当局とも、証券会社および証券関連業者に対する十分な監督を確保し、また、不正証券取引を防止することに必ずや資するであろう。

このようないかんものである。この理由から、証券局と証券取引委員会は、それぞれの当局がケース・バイ・ケースの監視・検査情報を容易に要求できるようにすることに合意する。（略）証券局と証券取引委員会とは、より一層の緊密かつ建設的な関係を樹立することを目指し、必要または適切と考えられる場合には、監視・検査情報を円滑に交換し、相互の理解を深めることは重要なことである。

今後、両国の証券取引における複雑化の進展等に伴い、両国の証券が他方の国において相手国として扱われるようになってくることを認識している。例えば、現在、ニューヨーク証券取引所には八銘柄の日本株が上場されたり、この数はカナダ以外のいかなる国よりも多い。また、一八銘柄の日本株がNASDAQに登録されている。更に、東

今回の協議においては、不正取引に関する情報交換を行うことと合意に達し、監視・検査情報をケース・バイ・ケースで容易に要求できるようになったことによる。今回の協議ではそのとなる。今回の協議ではその傾向は望ましく、促進されるべきものであることを確認する。

ほか、ディスクロージャー制度や投資信託の販売に係る問題等も併せて議論された。なお、SECとの定期協議は原則として年一回開催することとなつた。また、証券局は英國の貿易産業省とも同種の情報交換を行なう意向であるとみられる。

京証券取引所には、一五銘柄のアメリカ株が上場されている。両当局は、日米の証券市場の相互交流が今後とも進展し続けるものと考へる。両国政府がその証券法を執行する責任とあるとみられる。

△情報の交換に関する米国証券取引委員会と日本国大蔵省証券局との間の覚書（仮訳）

「日本国大蔵省証券局（以下「証券局」という。）と米国証券取引委員会とは、国際証券市場の秩序を損なうような者を公表し、告発することは全ての国家利益に最もかなうものであると考える。両当局は、証券市場の国際化の進展によって一方の国（証券）の証券が他方の国において相手国として扱われるようになってくることを認識している。例えば、

▼一項独自の経営哲学論、やや短絡的とも思える日本論など結構論壇を

あわせたが、日本の経営の良さが諸外国から注目されたため弾

みがついたのだろうか。▼と

ころで、今問題となつてある商

業改正のあり方やディスクロ

ーの改善策に対する経済界

の反応でも、企業の自主性に委ね法規制は最小限にすべきだと

いうことはないが、果たしてそれ

の声も聞かれる。国際競争力や

企業活力の維持のためには自主運営されることになるのか、と

規制で充分との指摘も肯定な

ういった問題では日本の経営論

を超えた国際的な制度上の比較

等を踏まえた慎重な対応が望ま

れるところである。▼さて、本

号では社債発行限度規制の緩和

問題について「社債発行限度問題小委員会」の小委員長を務め

られた鴻先生によるご論稿をい

ただいた。社債発行限度規制については追加改正関係事項とし

て試案に盛り込まれているが、

従来から規制の緩和・撤廃の必

要性が産業界から要望されてき

た経緯があり、今後、社債法全

面見直しとの関係を含めて社債

権者の保護の観点から如何なる

解決がなされるのか注目され

る。

(G)